

みんなのかんきょう



環境ふくい推進協議会

69

CONTENTS

特集 ふるさと環境フェア 2016	2~3
普及広報事業	4
環境ふくい未来創造事業	5
ふくいまるごと環境学び舎	6
ものを大切にする社会づくり事業	7
環境マネジメント推進事業	8
全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の設立	9
3Rの促進「雑がみのリサイクル」	10
人・自然をつなぐ幸福の鳥「コウノトリ」	11
スポーツ GOMI 拾い大会	12
里山里海湖研究所の活動	13
会長表彰 受賞者一覧	14
私たちの活動紹介	15
主な環境法令の改正情報	16~19
協議会からのお知らせ	20
環境クイズ、読者の窓	20



写真：ふるさと環境フェア2016 「地球への想い」をのせた短冊で彩られたシンボルツリー

いつまでもきれいな
ちきゅうごいてね

いつまでもきれいな
地球でいられますように☆

たべものは
おだにしません

幸の鳥
しあわせのせて
大空へ!!

自然いつばいの
地球のままで...

水と緑の惑星 美しい地球を
未来の子どもたちへの
贈り物として届けよう!

ごはんちのこしません

かわやうみがきれいご
あいまあうに

地球のため子どもの未来の
ため今からでも私たち
大人にできることをするぞ!!

ちきゅうさん
ありがとう!

まいとしうみで
おびたいから、うみに
ゴミはあてないよ!!

地球のためにできること
から始めよう!

ちきゅうがんばれ

今日からリサイクルを
いっぱいしてちきゅうに
やさしくします

おいしいお水が
いつまでも
のめあうに!

節電、節水、頑張ってます。
美しい地球をいつまでも!!

毎日節電につとめ
地球温暖化防止を
がんばります

人にも地球にも優しくと
思いやりを持って
生活します

ごんきちつけばなしに
しないようになす

たべものは学校でも
家でものこさない

きゅうしよくち
のこさずに
たべれあうに

物は大事に。
使う物だけを持つように。

特集

ふるさと環境フェア2016

当協議会では、展示や体験を通じて、県民に福井の環境を守り育てることの大切さを考えてもらう機会を提供するため、企業・団体の皆様の協力を得て、ふるさと環境フェア（以下「環境フェア」という）を、平成21年度から開催しています。7回目となる今回は、平成28年11月23日（水・祝）に福井県産業会館において、「未来へつなげるふくい（わ） 木から学ぶくこともたちのために今できること」をテーマに開催し、当日は延べ約1万人の方に来場いただきました。

テーマに込めた思い

森から湧き出た水は川となり、里や街を潤しながら、海へと流れ込みます。そして、海の水は蒸発し、雨へととなって再び森へと降り注ぎます。この水の循環とともに、動物や植物の成長を育む様々な物質がめぐり、食べ物や空気などといった多様な自然の恵みが生み出されています。

私たちは、福井という土地に生きる中で、このいわば「命の循環」ともいうべき環の中で、自然とうまく付き合い（共生）ながら豊かな恵みを享受してきました。

しかし、明治以後、特に高度経済成長期にかけて、人々は自分の都合により、この自然を開

発・調整してきました。この急速な変化により、今、自然はバランスを崩し、大きな危機を迎えており、特に近年は、温暖化といった気候変動による影響も大きく注目されています。

将来世代にわたって持続的に自然の恵みを得ていくため、今、私たちに何ができるのか、これを真剣に考えていくことが大切です。

環境フェア2016では、このことを考えるきっかけとしてもらうため、自然の恵みを生み出す連環の起点であり、一番身近な自然である「木」に焦点を当て、「木から学ぶくこともたちのために今できること」というテーマにしました。

ふるさと環境フェア2016の開催内容

①木育キャラバン

環境フェア2016では、テーマに合わせて、東京おもちゃ美術館から木育キャラバンを誘致しました。木育キャラバンでは、300を超える木のおもちやで遊びながら、木のぬくもりやその良さを確認し、木を適切に使うことが環境保全につながることを学んでもらいました。



木育キャラバン

②メインステージイベント

会場メインステージでは、多くのイベントを行いました。ここでは、そのいくつかについて紹介します。

（ア）おいしく食べきろう！

おいしい外来種料理

来場者約90名に、「ブラックバスのピカタ」と「ウチダザリガニのクリームスープ」という外来種を使った料理をふるまい、皆で食べきるイベントを行いました。ブラックバスとウチダザリガニは食用目的として海外から持ち込まれましたが、逃げたり捨てられてしまったりしたことで全国に広まった外来種です。今回は、食用という本来の目的どおり、おいしく食べきることを通じて、食品ロス問題と外来種問題を考えてもらいました。



おいしく食べきろう！
おいしい外来種料理

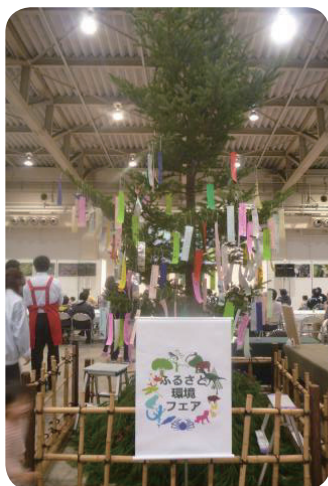
(イ) 気象予報士による温暖化講座

地球温暖化が深刻化している中、幼少期から温暖化の仕組みや影響について学んでおくことが、今後の温暖化対策に向けた取組みを行う上で重要となります。このため、本県出身の気象予報士の河波貴大さんに、小さい子どもたちにもわかりやすい内容でご講演いただきました。

(ウ) クロージングイベント

環境フェア2016を締めくくるイベントとして、本県出身アーティストのせりかなさんに、ふるさと福井の環境などをテーマとしたミニライブを行ってもらいました。

ライブ終了後は、会場の子どもたちと一緒に、会場中央に設置したシンボルツリーに地球への想いを込めた短冊を吊るしていただき、皆さんの想いを確かな形として残すことができました。



会場中央に設置した
シンボルツリー

③ 各体験ブース

環境フェア2016では、テーマに沿って、合計49の体験・展示ブースを設け、来場者に楽しみながら学んでいただきました。ここでは、そのブースの内容についていくつか紹介します。

(ア) 木や自然の恩恵・つながりを体感するゾーン

このゾーンでは、特に、県産材の杉で作ったミニ椅子作りや、木を使ったクラフト体験が非常に子どもたちに人気でした。これらの体験を通じて、木を大切に思う気持ちを育んでもらうことができました。

また、福井の川や海の生き物を水槽等で展示したコーナーでは子どもたちの歓声が飛び交っていました。自分たちの周囲の自然の中に生息している生き物を知るとは、環境問題は自分にも影響があることと認識してもらうための第一歩であり、子どもたちにとって非常によい体験になりました。

(イ) こどもたちの未来のため、 今できることを考えるゾーン

ここでは、地球環境の現状や資源の大切さを伝える、それを守っていくための取組みについて紹介しました。

例えば、手回し発電機により実際に発電し、その電気を使うという体験を通じて電気のありがたみを実感してもらうとともに、環境に優し

い再生可能エネルギーに関する県内の取組みについて学んでもらいました。

また、屋外展示場では県内各社のエコカーが勢揃いし、多くの来場者に最新のエコカーを知ってもらいました。中でも水素で走る燃料電池自動車(MIRAIの試乗やCLARITY FUEL CELLの展示)は関心も高く、注目を浴びていました。



燃料電池自動車の展示

● これからの環境フェアが目指すもの

現在、地球環境の変化は年々加速し、特に温暖化による気候変動は危機的状態と報告されています。これまで以上に環境保全に対する意識向上が求められており、環境フェアのような、多くの県民が環境について学び、考えるイベントの重要性は増しているといえます。

このため、当協議会ではこの環境フェアについて今後も継続開催していくとともに、環境保全の意義をしっかりと伝えることのできるフェアとしていきたいと考えています。

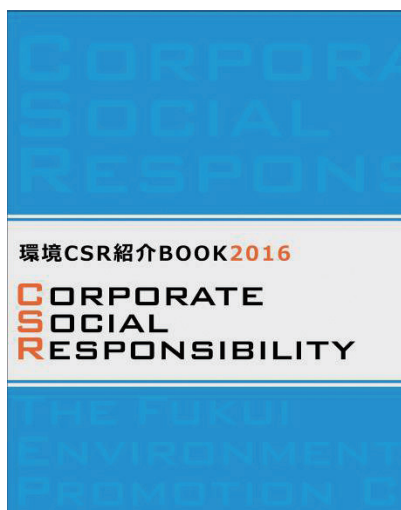
環境ふくい推進協議会 事業紹介

普及広報事業

環境CSR紹介BOOK

今年度の新規事業として、企業の環境CSR活動を支援するため、福井県内企業が実施している環境CSR活動を紹介する事例集を作成しました。

事例集では、株式会社伊藤園 常務執行役員 CSR推進部長である笹谷秀光氏による提言と、福井県内企業21社の環境CSR活動について、訪問取材し、取りまとめた内容を紹介しています。



環境CSR紹介BOOK（表紙）

巻頭の笹谷氏からの提言では、世界や日本における環境CSR活動の流れから、福井県内企業への環境CSR活動が活性化するための多くのヒントが記載されています。



環境CSR紹介BOOK（巻頭）

また、紹介している21社は、どの企業も特徴ある活動を継続して実施しています。

事例集に掲載しました各社の皆様、お忙しい中、快く取材を受けていただき大変ありがとうございました。

掲載企業（50音順）

1	アイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社	11	株式会社 東急リゾートサービス(スキージャム勝山)
2	カンボウプラス株式会社 福井工場	12	日華化学株式会社
3	清川メッキ工業株式会社	13	株式会社 日本ピーエス
4	ケイター・テクシーノ株式会社	14	株式会社 華
5	株式会社 鯖江村田製作所	15	福井県民生活協同組合
6	JX金属敦賀リサイクル株式会社	16	福井信用金庫
7	ジビル調査設計株式会社	17	フクビ化学工業株式会社
8	株式会社 新内	18	北陸電力株式会社 福井支店、丹南支店
9	敦賀信用金庫	19	株式会社 増田喜
10	敦賀セメント株式会社	20	株式会社 マルツ電波
		21	株式会社 宮川造園

環境ふくい未来創造事業

この事業は、当協議会にいただいた寄付金を財源に県内の環境保全団体に助成し、環境保全活動が活性化することを目的に平成27年度から実施しています。

助成制度の紹介

助成対象となる活動は、福井県環境基本計画の5つの重点プロジェクト(※)を推進するものです。

※5つの重点プロジェクト

- ・里山里海湖の研究、活用
- ・地球温暖化対策推進
- ・ものを大切にする社会づくり強化
- ・水を守る
- ・環境教育推進

助成区分は2つあります。

・チャレンジ枠

経営計画に基づいた自立運営を目指す活動に対する助成

・ボランティア枠

地域における無報酬の環境保全活動の維持等に対する助成

チャレンジ枠については、最長3年間継続して助成し、団体の育成を支援します。

今年度はチャレンジ枠3団体、ボランティア枠3団体に対し助成しています。

平成28年度助成団体一覧

1 チャレンジ枠

	団体名	活動概要	地域
1	坂口地区うららの町づくり振興会 環境部会	ハッピー山と矢良巢岳の林道整備	越前市
2	篠座の伝統的風景を守る会	篠座神社の湧水保全活動	大野市
3	ノーム自然環境教育事務所	森林を活用した環境教育活動	大野市

2 ボランティア枠

	団体名	活動概要	地域
1	コウノトリの郷づくり推進会	コウノトリを呼び戻すため、ビオトープの整備など地区の環境整備を実施	小浜市
2	赤坂みらい塾	集落の裏山にある薬草など里山の恵みを活用した地区の活性化	越前市
3	ヤシャゲンゴロウを育てる会	夜叉ヶ池のみに生息する固有種であるヤシャゲンゴロウの調査研究活動	南越前町

助成を受けた団体の活動紹介

・チャレンジ枠

坂口地区うららの町づくり振興会環境部会は、越前市坂口地区の環境保全、循環型社会への取組みを推進することを目的に活動しています。

助成を受け行う活動は、地区にあるハッピー山と矢良巢岳の遊歩道を整備し、地区内外の人が安全かつ気軽に自然散策ができるようになります。

ものです。

平成28年度はハッピー山の遊歩道をプラ擬木を使って整備しました。イノシシに遊歩道を荒らされることなく、地区の方も登りやすくなったと好評とのこと。

助成期間終了後も保全活動が継続できるように、当協議会も随時アドバイス等しながら応援していきます。



ハッピー山の遊歩道整備の様子

い寄付について

環境ふくい未来創造事業は、皆様からの寄付金により実施しています。県内の環境保全活動の活性化のため、より一層のご支援をお願いします。

ご寄付ありがとうございました！

- ◆株式会社華 (リカーワールド華) 様
- ◆福井信用金庫様
- ◆山金工業株式会社様
- 他、個人1名

(50音順)

ふくしま環境学び舎

当協議会では環境保全活動の活性化のため、コーディネートを活用し、企業や環境保全団体向けのワークショップの開催や、環境保全活動の活性化を担う若手リーダー育成のための団体支援、研修などを実施しています。

「環境福井スタイル」セミナー

環境福井スタイルとは、環境保全団体が情報共有とスキルアップにより、安定した収入や適切な助成を得ながら、企業とも協働して活動していくことの総称です。



セミナーの様子

平成28年度は、10月17日に福井県国際交流会館において開催し、31名の会員が参加しました。セミナーでは、和歌山県の志摩自然学校長 生賀照央（しょうが てるお）氏を迎え、自然体験活動事業を成功させるヒントと題して講演していただきました。

事業を成功させるためには以下のようなことが大切だと教えていただきました。

- ①ここでしかないことは何か、ということ
を考えてそれを強みにすること。
- ②自分たちの活動を知ってもらうことが大事。
ホテルや飲食店にチラシを置いてもらうなど
できるだけ多くの人の目に触れるような努力
をする。
- ③自然体験の閑散期には、農業や観光など自然
体験ではない要素を取り込んだツアーを展開
する。

力強い生賀氏の言葉に、多くの参加者がうなずいたり、メモをとったりしていました。自然体験事業をされている団体の皆様、ぜひ参考にしてください。今後の事業に役立ててください。



講師紹介

生賀 照央 氏

40才で京都から三重県に移住。平成17年に志摩自然学校を開校。真珠養殖が盛んな英虞（あご）湾に面した登茂山（ともやま）公園を拠点に、さまざまなネイチャープログラムを提供しています。

毎年多くの参加者が県内外だけでなく、海外からも訪れるなど自然体験事業を成功させています。

●志摩自然学校ホームページ

<http://www.shima-sg.com/index02.html>

ものを大切にすること 社会づくり事業

● ものを大切にすること

当協議会では、福井県環境基本計画に掲げた『ものを大切にする社会づくり強化プロジェクト』の一環として、県民一人ひとりが『ものを大切にする』意識を持ち、大切な資源を有効活用するライフスタイルに結び付く取組みを展開しています。

● 【修理する文化】の醸成

1. 「おもちゃの病院」の開催

おもちゃの修理を通して、子どもたちにものを大切にする気持ちを伝えるため、「おもちゃの病院」を開催しています。

「おもちゃの病院」には、毎回たくさんの壊れたおもちゃが持ち込まれ、修理されたおもちゃを受け取った子どもたちは、一層愛着が増したようです。

2. 「おもちゃドクター」の養成

おもちゃの修理を行うボランティア「おもちゃドクター」の養成講座を開催しています。

平成23年度からこれまでに、養成講座を19回

開催し、延べ280人以上が受講されました。

養成講座を受講した「おもちゃドクター」のうち希望者は、「おもちゃの病院」でおもちゃの修理を行っていました。



おもちゃの病院

福井 おもちゃの病院 検索

なお、現在おもちゃ病院は、福井市、敦賀市、鯖江市、大野市、あわら市、おおい町で活動を行っています。各病院の活動日はホームページに掲載しています。

3. 「まちの修理屋さん」の情報提供

修理してものを長く使うことの大切さを知ってもらうため、壊れた時計や家具等の修理を請け負う「まちの修理屋さん」を紹介しております。



まちの修理屋さん

ふくい まちの修理屋さん 検索

修理店舗の情報や修理の事例などを公開しています。

平成28年9月には、ホームページを見やすく、検索しやすくするためにリニューアルを行いました。

● 「リサイクル文化」の定着

1. 「まごころ古本市」の開催

県庁1階ロビーや、福井駅西口地下駐車場等に回収ボックスを設置して、要らなくなった古本を回収しています。



古本市の様子

回収した古本は、アオッサを中心に「まごころ古本市」を開催して、必要とされる方に販売し、その売り上げを県内の環境保全団体の支援などに活用しています。

平成28年度からは毎回の古本市にテーマを決め、児童書や参考書等のフェアを開催しています。

また、有人販売に加えてより多くの方に利用いただけるよう、県内の各地で古本の無人販売を行っています。

2. 古本リサイクル活動の支援

NPO等の民間団体による古本のリサイクル活動を支援するため、古本の提供や古本回収ボックスなど備品の購入補助、広報面での協力等を行っています。

今年度は、県内の環境フェア、各地区のお祭りなどで古本の販売が行われました。

環境マネジメント推進事業

企業見学会(環境マネジメント)

環境マネジメントシステムに関する事業として、当協議会企業会員16社19名の参加のもと、平成28年9月2日(金)に環境保全に取り組んでおられる県外の先進企業の見学会を実施しました。

(株)TKX 長浜工場

最初に訪れたのは、滋賀県長浜市にある(株)TKX ソーラー事業部 長浜工場です。長浜工場は平成26年度「省エネ大賞」の資源エネルギー庁長官賞を受賞されています。

ここでは、最初にTKX社の会社概要や、なぜ省エネ活動に取り組んだのか、どのようにして省エネ活動を浸透させたのかについて、受賞に至った経緯も含め説明いただきました。そのあと、工場を見学させていただき、実際の取組み現場や、機器の運用についての説明をうけました。

質疑応答の際には、省エネ活動をただ節約する活動とは考えず、生産性の向上と捉えたことが、成果につながったとお話をお聞きすることができました。

(株)デンソー 大安製作所

次に訪れたのは、三重県いなべ市にある(株)デンソー大安製作所です。こちらの工場は平成27年度省エネ大賞において、経済産業大臣賞を受賞されています。



大安製作所での質疑応答

ここでは、まず大安製作所の概要やデンソーグループの取組みについて説明いただき、その後、省エネ改善を実施した設備を見学させていただきました。

見学の際には、改善方法を発案した製造設備の若手担当者から説明があり、デンソー社が原動力として掲げる「モノづくりは人づくり」という人材育成活動の一端を見ることができました。

質疑応答の際には、改善を続けるためにはすべての意見を聞き、決して拒否しないことが大事であるという、改善への意欲と姿勢を教わることができました。

見学を受け入れていただいたどちらの工場でも県内では見られない画期的な取組み、施設を

間近で見ることができ、大変充実したものとなりました。

環境マネジメントセミナー

平成29年2月13日(月)に、企業会員の環境マネジメントシステムの資質向上につなげていただくため、福井県中小企業産業大学校において、「環境マネジメントセミナー」を開催し、54名の参加がありました。

東洋染工株式会社の加工部施設管理課長 清水文男氏に「省エネルギー取組み事例発表」と題してご講演いただきました。

続いて、株式会社伊藤園のCSR推進部長 笹谷秀光氏から「持続可能な社会づくりと環境CSR」福井の事例から考える」と題して、ご講演いただきました。

県からは、環境関係法令の最近の動向についての説明を行いました。



環境マネジメントセミナー

県の事業紹介

全国おいしい食べきり運動 ネットワーク協議会の設立

賞味期限切れ、消費期限切れ、食べ残しといった、本来食べられたはずのいわゆる「食品ロス」は、日本国内で年間632万トンにも上ります。

県では、平成18年度から全国に先駆けて、おいしい食材を使っておいしい料理を適量作って食べきる運動、「おいしいふくい食べきり運動」を展開し、食品ロスの削減を推進してきました。こうした取り組みは本県以外にも多くの自治体で行われています。

そこで、今年度、食品ロス削減に取り組む自治体間のネットワークへの参加呼びかけを本県から全国の自治体に行ったところ、北海道から沖縄県まで日本全国から44都道府県、201市区町村の自治体の参加を得て、平成28年10月10日に「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」を設立しました。

●本県で設立総会を開催

福井県生活学習館で開催した設立総会には参加自治体、環境省、農林水産省、消費者庁の担当職員など約220人が出席しました。

総会では、協議会の会長に、3R活動推進

フォーラム副会長、NPO法人持続可能な社会をつくる元氣ネットワーク理事長の崎田裕子氏が就任し、事務局は福井県循環社会推進課が務めることと協議会の活動内容を決定しました。



協議会会長の選出



県連合婦人会「食べきり運動」紹介

議事終了後には、各自治体の食べきり運動紹介、ゲストトーク、パネルディスカッションを開催しました。本県からは福井県連合婦人会が、平成25年から県内各保育園で実施している「食べきり寸劇」と「食べきり運動のうたとダンス」を披露し、客席もダンスに参加しました。

●活動内容

1. 情報共有と発信

協議会では、まず、参加自治体間での政策の情報共有と発信に力を入れています。

すでに「おいしい食べきり運動」など独自の食品ロス削減施策を実施している自治体の施策

内容、さらに実施する場合の具体的なノウハウを参加自治体で共有し、今後の活動につなげていくほか、消費者庁の協力を得て、食べきりや食材使い切りのレシピをクックパッドで紹介していきます。

2. 全国共同キャンペーンの実施

12月から1月の宴会の多い時期に、食べ残しをなくすことを呼びかける「全国共同キャンペーン」を参加自治体で実施しました。「おいしく残さず食べきろう」を共通のキャッチフレーズとし、各自治体でポスターやちらしを企業や飲食店に配布して啓発を行いました。



これからの歓送迎会の時期も宴会五箇条を実践しましょう

このほか、小盛りサイズメニューの導入や少量パック販売の充実などを全国チェーンの店舗に協力を求めているほか、婦人会等の消費者団体とも連携して、家庭での使い切り実践への働きかけを行っています。

3Rの促進

「雑がみのリサイクル」

「燃やせるごみ」から「雑がみ」を
分別して、リサイクルしましょう

家庭から出される燃やせるごみのうち、「紙ごみ」は5割を超えています。そのうち、リサイクルできる紙は約4割を占めています。つまり、家庭には多くの紙資源があるにもかかわらず、ごみとして燃やされてしまっているのです。

現在、新聞、雑誌などは市町のステーション回収や地域の集団資源回収によって、紙資源としてリサイクルが進められています。実は、防水加工された紙や感熱紙、汚れたティッシュペーパーなどを除き、紙類のほとんどはリサイクルできるのです。しかし、包装紙や封筒などの「雑がみ」は紙資源としての認識が薄く、さらにリサイクルを進めていく必要があります。

「雑がみ分別回収運動」

3R
OReduce(リデュース)
OReuse(リユース)
ORecycle(リサイクル)

県では、従来から3つのRに取り組んできました。そのうちのRecycle(リサイクル)の取組みとして、「雑がみ分別回収運動」を進めています。

平成28年5月には県、市町、住民代表による「福井県ごみ減量化推進会議」を設け、雑がみの分別回収に全県下で取り組むことを申し合わせました。

平成28年度中に、すべての市町で住民が雑がみを持ち込める体制が整備され、県および市町の広報媒体において、「雑がみの分別回収」の徹底を周知しています。

雑がみを集めましょう

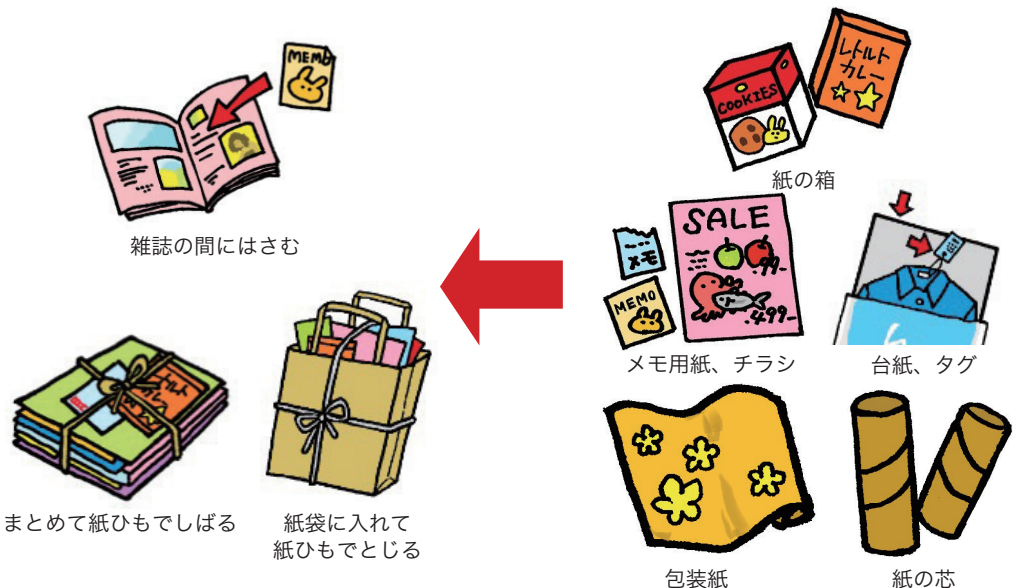
1. まずは次の5種類を集めましょう

- ・ 紙の箱
- ・ ワイシャツなどの台紙、タグ
- ・ メモ用紙、ちらし、プリント類
- ・ 包装紙
- ・ 紙の芯

※雑がみ用の紙袋を用意して分別すると
集めやすくなります。

2. 雑がみを資源として出しましょう

雑誌の間に挟んだり、まとめて紙ひもで縛ったり、紙袋に入れて、市町のステーション回収や地域の集団資源回収に出しましょう。スーパリーの紙資源回収ステーションで集めているところもあります。お近くの紙資源回収ステーションは、**福井県 雑がみ**で検索してください。



【雑がみの出し方】

【雑がみ5種】

「雑がみ」は、大切な「資源」です。
「燃やせるごみ」に出さずに「分別」して、
リサイクルを進めましょう。

お問い合わせ先

福井県安全環境部循環社会推進課

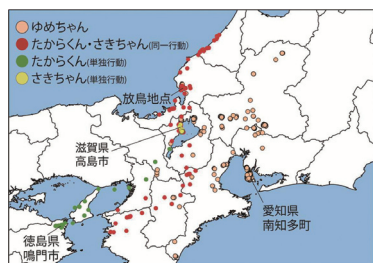
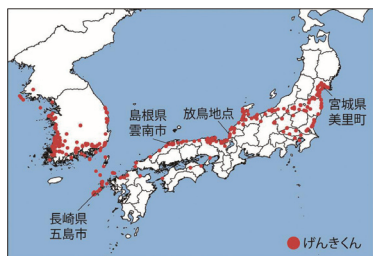
☎ 0776-20-0317

人、自然をつなぐ幸福の鳥 「コウノトリ」

県では国の特別天然記念物のコウノトリを自然再生のシンボルとして、平成23年12月から越前市白山地区で、つがいのコウノトリ「ふつくん」「さつちゃん」（ともに兵庫県立コウノトリの郷公園から貸与）の飼育・繁殖事業を始めました。平成28年9月に2羽の幼鳥（「たからくん」（雄）、「さきちゃん」（雌））を越前市坂口地区で放鳥し、これまで福井県で放鳥したコウノトリは4羽となりました。全国へさらには海外へと羽ばたくことで、コウノトリが棲める環境づくりや、県内外の人々の交流の輪が広がっています。

放鳥コウノトリ、日本各地を訪問

放鳥した4羽（このうち「げんきくん」（雄）「ゆめちゃん」（雌）は、平成27年10月に白山地



放鳥したコウノトリの滞在先
(平成29年1月までの追跡情報)

区で放鳥）は、生まれ育った福井県を離れ、「幸福の鳥」として訪問先の地域の住民から歓迎され見守られています。4羽にはGPS発信機を装着し動きを追跡しています。全国を飛び回る「げんきくん」、狭いエリアを行き来する「さきちゃん」など個性の違いも見られます。滞在所は、県自然環境課ホームページで公開しています。また、飼育中のコウノトリの様子等もあわせてご覧ください。

各地からのお便りと地域交流

放鳥したコウノトリの情報は地元の各種メディアで取り上げられています。特に長期滞在した宮城県美里町や愛知県南知多町では、町の広報誌で紹介されました。放鳥したコウノトリの様子については地元住民などから県へお便りをいただいております。愛される存在となっています。

また、「げんきくん」の滞在先となった韓国



韓国訪問団と地域の交流（上）
坂口小学校児童との交流（下）

からはコウノトリの研究者や愛好家の市民グループ（8名）が、平成28年6月に白山・坂口地区を訪れ、県内の自然再生団体、地元の子どもたちとの交流も行われました。

また、同地区では全国から自然再生の技術者の研修や研究者等による視察の受け入れを行いました。

同年12月には、越前市や若狭町、小浜市でコウノトリ定着を目指して活動する自然再生団体が小浜市国富公民館に集い、飼育繁殖事業開始から福井県の飼育繁殖に指導・助言をいただいていた船越稔主任飼育員（兵庫県立コウノトリの郷公園）をお招きし、情報交換を行うなど、コウノトリに関わる人々の輪が広がり、県内外の人々の活発な交流が進んでいます。



自然再生士実地研修会（H28.7.28）



日本学術会議自然再生分科会視察
(H28.11.6)

スポーツGOMI拾い大会

県では、平成30年の福井しあわせ元気国体・大会開催に向け、環境美化活動を県民運動として展開するため、「スポーツGOMI拾い大会」を平成26年度から開催しています。

スポーツGOMI拾い大会は、チームで力を合わせ、制限時間内に決められたエリア内でゴミを拾い、その量などを競い合う、子どもから大人まで年齢を問わず参加できる競技です。上位チームには知事賞と、副賞として福井県の特産品を集めたカタログギフトを贈呈しました。

どの大会も多くの参加者が集まり、大いに盛り上がりました。

平成28年度 スポーツGOMI拾い大会 実績

	開催日	市 町	場 所
第1回	平成28年5月22日(日)	越前町	長須浜海水浴場
第2回	平成28年6月4日(土)	高浜町	城山海水浴場
第3回	平成28年7月29日(金)	あわら市	北潟湖周辺
第4回	平成28年10月30日(日)	鯖江市	鯖江勤労青少年ホーム周辺
第5回	平成28年11月23日(水・祝)	福井市	福井県産業会館周辺
第6回	平成29年3月4日(土)	敦賀市	五幡海水浴場

越前町大会(参加者63名)

長須浜海水浴場で開催しました。好天に恵まれ、参加者は家族連れが多く、小さなお子さんも一生懸命ゴミを拾っていました。

高浜町大会(参加者104名)

高浜町と共催で開催しました。参加チームの中には外国人チームも含まれ、国際色の豊かな大会となりました。また、知事賞の他に、高浜町長賞が贈呈されました。

あわら市大会(参加者134名)

あわら市小学校カヌーポロ交流会と同時開催しました。国体カヌー(スプリント)会場となる北潟湖畔公園周辺のゴミを地元の小学生が楽しみながら拾いました。

鯖江市大会(参加者88名)

鯖江市と共催で開催しました。ハロウィンにちなんで、参加者は全員仮装してゴミを拾いました。当日は鯖江市役所JK課のメンバーが司会を務め、表彰式では、JK課による抽選会やベストドレッサー賞の贈呈なども行われ、楽しくゴミを拾うことができました。

福井市大会(参加者142名)

「ふるさと環境フェア2016」と同時開催しました。福井県産業会館周辺を競技エリアとして、ご家族での参加の他、企業やスポーツ少年団、高校の生徒会など幅広い年齢層の方々が楽しみながらゴミを拾っていました。

ご協賛ありがとうございました

一般社団法人福井県トラック協会様には、景品や軍手をご提供いただきました。また、福井市大会では7チームが参加し、大会を盛り上げてくれました。

越前町大会では、盛田株式会社福井工場様から越前茶をご提供いただきました。

◆平成29年度も県内各地で実施します。ぜひご参加ください。



力強く選手宣誓



鯖江市JK課と協力し開催



ゴミ拾いはスポーツだ！

里山里海湖研究所の活動

「福井ふるさと学びの森」に行こう！



若狭エリア展望広場

「福井ふるさと学びの森」とは、自然体験、自然観察、自然再生の3つの活動に参加することで、県民が気軽に自然に触れ、親しみ、学ぶことのできる里山です。

長い間、森林と人間とが日常生活の中で適切に関わることで保たれていた「里山」の自然環境は、近年の生活スタイルの変化や開発の進行、高齢化などにより荒廃し、かつての豊かな自然の恵みや多様な生態系が失われつつあります。

里山里海湖研究所では、身近な里山において、生きものの観察、薪割り体験、ネイチャーゲームなど多様な活動をしていただくことで、里山の豊かな自然を体感し、多様な生態系を学ぶとともに、里山保全や生態系に人がどう関わっているのか、どう関わっていくべきなのかを楽しみながら学んでいただきたいと思います。「福井ふるさと学びの森」をつくりました。

平成26年6月に「福井ふるさと学びの森」の第

一弾として、三方五湖が眺望できる自然豊かな里山の中に「福井ふるさと学びの森・若狭エリア」をオープンし、翌年5月には同あわらエリア、奥越エリアの3か所に拡充しました。

さらに昨年2月には、県内の里山に触れ親しみ学ぶ活動を行う団体およびその活動場所を「福井ふるさと学びの森」として新たに30か所登録しました。

現在、「福井ふるさと学びの森」は県内すべての市町に広がっており、合計33か所の里山において、県民の皆様が気軽に里山に入っていたくことのできる機会を提供しています。

平成29年度には、里山里海湖研究所が運営する若狭・あわら・奥越の3エリアで、季節やフィールドに応じた多様なプログラムにより合計15回のイベントを開催する予定となっております。また、イベント開催日以外にも希望に応じて学校や団体の受け入れを行っております。



若狭エリア平成28年度イベントにおけるミニ木炭づくりの様子

また、そのほかの県内30か所の「福井ふるさと学びの森」においても、それぞれの地域や団体の特徴に応じた多彩なプログラムにより、数多くのイベント等が開催される予定となっております。

里山里海湖研究所では、ホームページおよびイベント広報チラシを作成し、季節ごとにそれらのイベント開催情報を提供しておりますので、ぜひ一度ご覧いただき、お近くの「福井ふるさと学びの森」の活動にご参加ください。

現代の子どもたちは自然と触れ合う機会自体が減っています。「福井ふるさと学びの森」での経験をきっかけにして、普段何気なく見ている身近な里山の風景の中にぜひ入っていただき、「里山」を地域の宝として再認識するとともに、次世代に引き継いでいただくことを期待しています。



学びの森紹介パンフレット
(詳細は里山里海湖研究所
ホームページをご覧ください。)

環境ふくい推進協議会会長表彰 受賞者

環境ふくい推進協議会では、環境保全活動のより一層の推進を図ることを目的として、地道に環境保全活動に努められ、その活動が賞賛に値する個人・団体・学校・企業を表彰しています。平成 28 年度の受賞者は次のとおりです。

部門	氏 名 (市 町)	功 績 概 要
個人の部	村上 和子 (越前市)	福井県地球温暖化防止活動推進員として、地域での省エネ対策普及活動のほか、越前市を中心に環境紙芝居、ごみの分別の出前授業など、循環型社会活動に長年携わっています。
団体の部	志比原区 (勝山市)	区内の清掃活動や花の植栽のほか、外来種駆除を進めるための勉強会を開催するなど、積極的に環境保全活動を行っています。
	谷の山を愛する会 (勝山市)	勝山市北谷地区のブナ林の枝打ちなどの環境保全活動に長年に渡って取り組み、小学生を対象にキノコの観察会やブナ林の散策植樹活動などの自然学習講座も開催しています。
	福井の海に親しむ会 (小浜市)	海での活動経験を活かし、海の自然や生き物の観察講座およびスノーケリング教室などの自然体験講座を行っています。また、海や湖の素材を利用したグッズ製作の指導など、活動の幅を広げています。
	宮川地区生活環境整備委員会 (小浜市)	「花の里みやがわ」として花のプランターを設置する「通学路花いっぱい運動」に取り組むなど、1 年を通して花の植栽活動を積極的に行っています。
学校の部	あわら市北潟小学校 (あわら市)	北潟国有林の固有種の移植、北潟湖の水質調査、野鳥観察などの環境学習のほか、カヌーによる北潟湖の清掃活動を長年に渡り行っています。
	勝山市立北郷小学校 (勝山市)	畝見川の清掃活動に取組むほか、バイカモの成長を促すため、外来種のコカナダモを抜き取る作業を実施するなど、清掃活動だけでなく自然環境保全などに活動の範囲を広げています。
	勝山市立平泉寺小学校 (勝山市)	環境教育に熱心に取組み、池ヶ原湿原で 11 月にはヨシ刈り、12 月にはよしづくりなど特色ある地域の環境保全活動を地域の人と協力して取り組んでいます。
企業の部	ケイター・テクシーノ株式会社 (勝山市)	平泉寺白山神社境内の苔を守る活動やセイタカアワダチソウ駆除活動、池ヶ原湿原のヨシ刈りに参加するなど、環境美化に貢献しています。
	株式会社 新内 (福井市)	足羽川の清掃活動に平成 8 年から継続して参加するなど、長年にわたり地道な清掃活動を行っています。

私たちの活動紹介



紙のリサイクル

《株式会社 増田喜》

当社は、古紙を効果的に回収・分別し、できるだけ多く製紙原料としてリサイクルすることで、環境保全の一旦を担っている会社です。現在、可燃ごみの約40%は紙ごみと言われており、紙ごみを処理するために、多くの税金が使われているのが現状です。私たちは少しでも多くの古紙をリサイクルするため、いろいろな活動に取り組んでいます。

▶エコ紙くらぶ

エコ紙くらぶとはオフィスで排出される古紙（シュレッダー、コピー用紙、新聞、雑誌、段ボール等）をスタッフが定期的に回収に伺うリサイクルサービスです。今までそのほとんどが可燃ごみとして排出されていたものをエコ紙くらぶを通じて気軽に古紙リサイクルに取り組んでいただくことで、環境活動につながる仕組みになっています。

▶エコ紙隊紙リサイクル教室

当社では、地域社会への貢献の一環として学校や公民館などで、出張エコ紙隊リサイクル教室を開催しております。子供たちにリサイクルの大切さを伝え、自分たちになにができるかを考えてもらうことを目的としています。

事務所で
古紙専用BOX



古紙回収車



小学校でのエコ教室



ふるさと環境フェア2016
での紙リサイクル教室

手づくりおもちゃ

《福井グッド・トイ委員会》

福井グッド・トイ委員会は乳幼児から高齢者までのすべての人々に対し、おもちゃ遊びとなる「グッド・トイ」の選定とおもちゃ文化の研究・啓蒙をすすめ、その向上を目指す認定NPO法人日本グッド・トイ委員会の地方支部として2015年に福井県に発足し会員は20名です。おもちゃを媒介にして福井県のみなさんが笑顔になれるように、地域支援に積極的に関わっていきます。おもちゃの魅力をより多くの人々と共有したいという思いから、法人認定資格であるおもちゃインストラクター、おもちゃコンサルタント、おもちゃコンサルタントマスターを中心に、おもちゃと遊びに関わる専門家や愛好家が活動を行っています。また当委員会ではあそび・おもちゃと共に木育活動も行っています。子どもをはじめとする全ての人たちが木の温もりを感じながら楽しく豊かに暮らしを送ることができるようになっていく取り組みです。手づくりのおもちゃを通して福井の森や木とのつながり、木によるものづくりにとどまらず、いろいろな人、もの、こととのつながりを大切に考えていける環境をつくりたいと考えています。木にふれて、木に学び、木と生きるを合言葉に福井県ならではの活動を考えていきたいと思っています。



福井グッド・トイ委員会



ノコギリを使って、
たまご型の木を切ります。
お父さん一緒にギコギコ



木のいいにおい、
気持ちの良い手ざわりを
感じて。
気持ちいいな～。

主な環境関連法令の改正情報 (H 28.2. ~H 29.1.) 法令チェックなどにご利用ください。

大気

- ・大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (平成 28 年政令第 298 号)
- ・大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令 (平成 28 年政令第 299 号)
 概要・水銀等の大気中への排出を規制するための「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 41 号)の施行に伴い、大気汚染防止法施行令(昭和 43 年政令第 329 号)が改正され、「要排出抑制施設」として、鉄鋼製造施設のうち焼結炉および電気炉が指定されるとともに、同改正法の施行期日が平成 30 年 4 月 1 日(水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成 30 年 4 月 1 日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日)とされた。
 施行 大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 41 号)の施行の日
- ・大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令 (平成 28 年環境省令第 22 号)
- ・排出ガス中の水銀測定法を定める件 (平成 28 年環境省告示第 94 号)
 概要・大気汚染防止法施行規則(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)が改正され、水銀排出施設の種類および規模ごとの水銀等(水銀及びその化合物)の排出基準が定められるとともに、排出ガス中の水銀測定方法が定められた。
 施行 大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 41 号)の施行の日
- ・大気汚染防止法施行規則及び大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (平成 29 年環境省令第 1 号)
 概要・1. 大気汚染防止法施行規則(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)が改正され、「水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉」(大気汚染防止法施行令(昭和 43 年政令第 329 号)別表第 1 の 2 の項)のうち、水蒸気改質方式の改質器であって、水素の製造能力が 1,000m³ N/h 未満のガス発生炉に係るばい煙の測定義務について、ばいじんおよび窒素酸化物の測定頻度が 5 年に 1 回以上に緩和された。
 ・2. 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(平成 28 年環境省令第 22 号)が改正され、様式等の一部が改められた。
 施行 概要の 1 : 公布の日(平成 29 年 1 月 6 日)
 概要の 2 : 大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 41 号)の施行の日
- ・福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (平成 28 年福井県条例第 8 号)
 概要・福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成 11 年福井県条例第 44 号)が改正され、「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)に基づく一般粉じん発生施設に係る届出受理等の事務および一般粉じん発生施設のみが設置されている「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」(昭和 46 年法律第 107 号)に基づく特定工場における公害防止管理者等に係る届出受理等の事務の移譲先が高浜町が追加された。
 施行 平成 28 年 4 月 1 日

悪臭

- ・悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令 (平成 28 年環境省令第 14 号)
 概要・悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令(平成 13 年環境省令第 19 号)が改正され、指定機関の住所が改められた。
 施行 公布の日(平成 28 年 6 月 10 日)
- ・臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法の一部を改正する件 (平成 28 年環境省告示第 79 号)
 概要・臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成 7 年環境庁告示第 63 号)が改正され、悪臭防止法施行規則(昭和 47 年総理府令第 39 号)第 1 条の規定に基づく臭気指数および第 6 条の 2 の規定に基づく臭気排出強度の算定の方法が改められた。
 施行 公布の日(平成 28 年 8 月 19 日)

水質

- ・排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (平成 28 年環境省令第 15 号)
 概要・排水基準を定める省令の一部を改正する省令(平成 13 年環境省令第 21 号)が改正され、「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」および「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」に係る暫定排水基準について、一部の業種が強化され、または現状のままで、さらに 3 年間適用が延長された。
 施行 平成 28 年 7 月 1 日
- ・排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (平成 28 年環境省令第 25 号)
 概要・排水基準を定める省令等の一部を改正する省令(平成 18 年環境省令第 33 号)および水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(平成 26 年環境省令第 30 号)が改正され、亜鉛含有量に係る暫定排水基準が適用となる業種について、適用期限が平成 28 年 12 月 10 日から平成 33 年 12 月 10 日に延長されるとともに、カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準が適用となる一部の業種について、適用期限が平成 28 年 11 月 30 日から平成 29 年 11 月 30 日または平成 31 年 11 月 30 日に延長された。
 施行 亜鉛含有量 : 平成 28 年 12 月 11 日
 カドミウム及びその化合物 : 平成 28 年 12 月 1 日
- ・水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件 (平成 28 年環境省告示第 37 号)
 概要・水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)が改正され、底層溶存酸素量が新たに環境基準(生活環境項目)に追加された。
 公布 平成 28 年 3 月 30 日
- ・地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件 (平成 28 年環境省告示第 31 号)
 概要・地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成 9 年環境庁告示第 10 号)が改正され、「塩化ビニルモノマー」が「クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」に改められた。
 施行 平成 29 年 4 月 1 日

土壌

- ・土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令 (平成 28 年政令第 74 号)
 概要・土壌汚染対策法施行令(平成 14 年政令第 336 号)が改正され、特定有害物質にクロロエチレン(塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー)が追加された。
 施行 平成 29 年 4 月 1 日
- ・土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令 (平成 28 年環境省令第 3 号)
- ・汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令 (平成 28 年環境省令第 4 号)
- ・土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件の一部を改正する件 (平成 28 年環境省告示第 32 号)
- ・地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件の一部を改正する件 (平成 28 年環境省告示第 33 号)
- ・土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件 (平成 28 年環境省告示第 34 号)
 概要・土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 74 号)の施行に伴い、特定有害物質にクロロエチレン(塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー)が追加されたことから、土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)

が改正され、クロロエチレンに係る基準が次のとおり定められるとともに、汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）が改正され、汚染土壌処理施設において測定義務の対象となる大気有害物質が整理された。

1. 地下水基準：0.002mg/L 以下であること。
 2. 第二溶出量基準：0.02mg/L 以下であること。
 3. 土壌溶出量基準：0.002mg/L 以下であること。
- （土壌含有量基準はなし。）

- ・また、クロロエチレンについて、土壌ガス調査の測定方法、地下水に含まれるクロロエチレンの量の測定方法および土壌溶出量調査の測定方法が定められた。

施行 平成 29 年 4 月 1 日

■・土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件（平成 28 年環境省告示第 30 号）

概要・土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年環境庁告示第 46 号）が改正され、「クロロエチレン（別名 塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー） 検液 1L につき 0.002mg/L 以下であること」および「1,4- ジオキサン 検液 1L につき 0.05mg/L 以下であること」が追加された。

施行 平成 29 年 4 月 1 日

フロン

■・フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（平成 28 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号）

■・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年経済産業省・環境省令第 2 号）

■・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第一条第三項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第二条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格八七等に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件（平成 28 年経済産業省・環境省告示第 2 号）

概要・フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令（平成 26 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 2 号）が改正され、電子情報処理組織による申請等の手続および様式が定められた。

- ・また、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号）が改正され、フロン類のうちクロロフルオロカーボン等に限定される規定が厳格化されるなど、所要の修正がされた。

- ・さらに、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第一条第三項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第二条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格八七等に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数（平成 27 年経済産業省・環境省告示第 5 号）が平成 28 年 4 月 1 日限りで廃止され、新たにフロン類算定漏えい量報告等に必要な GWP 告示係数が定められた。

施行 平成 28 年 4 月 1 日

化学物質

■・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 52 号）

概要・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号）が改正され、「塩素数が 2 であるポリ塩化ナフタレン」および「ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル」が第一種特定化学物質に指定され、製造・輸入・使用が禁止されるとともに、当該物質が使用されている輸入禁止製品が指定された。

施行 平成 28 年 4 月 1 日（輸入禁止製品の指定：平成 28 年 10 月 1 日）

■・毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 255 号）

概要・毒物及び劇物指定令（昭和 40 年政令第 2 号）が改正され、毒物に 2 件追加、1 件除外、劇物に 7 件追加、2 件除外された。

施行 平成 28 年 7 月 15 日（一部、平成 28 年 7 月 1 日）

■・肥料取締法施行令及び農薬取締法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 73 号）

■・肥料取締法施行規則及び農薬取締法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年農林水産省令第 16 号）

概要 肥料取締法施行令（昭和 25 年政令第 198 号）および農薬取締法施行令（昭和 46 年政令第 56 号）が改正され、肥料および農薬の登録に係る手数料が改められるとともに、肥料取締法施行規則（昭和 25 年農林省令第 64 号）および農薬取締法施行規則（昭和 26 年農林省令第 21 号）が改正され、手数料の納付方法に関する規定が改められた。

施行 平成 28 年 4 月 1 日

■・肥料取締法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年農林水産省令第 77 号）

概要・肥料取締法施行規則（昭和 25 年農林省令第 64 号）が改正され、指定配合肥料の要件の緩和および一部の普通肥料の登録の有効期間が延長された。

施行 平成 29 年 1 月 18 日

廃棄物

■・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年環境省令第 16 号）

概要・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）が改正され、トリクロロエチレンについて特別管理産業廃棄物に該当するものとして環境省令で定める基準が改められるとともに、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 5 号）が改正され、「産業廃棄物および特別管理産業廃棄物を最終処分場に埋立処分する際に当該産業廃棄物および特別管理産業廃棄物に含まれるトリクロロエチレンの基準」および「産業廃棄物を海洋投入処分する際に当該廃棄物に含まれるトリクロロエチレンの量の基準」が改められ、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）が改正され、「廃棄物最終処分場から排出される放流水の排水基準、廃棄物最終処分場周縁の地下水基準、安定型最終処分場の浸透水の基準について、トリクロロエチレンに関するもの」等が改められた。

施行 平成 28 年 9 月 15 日（一部、平成 29 年 4 月 1 日）

■・福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱の一部を改正する告示（平成 28 年福井県告示第 86 号）

概要・福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱（平成 8 年福井県告示第 504 号）が改正され、県外産業廃棄物の搬入施設を設置者が優良産業廃棄物処理業者である場合の協議の例外や技術管理者の変更の報告等が規定された。

施行 平成 28 年 2 月 23 日（一部、平成 29 年 10 月 1 日）

■・紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（平成 28 年経済産業省令第 30 号）

■・ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 28 年経済産業省令第 31 号）

概要・紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年通商産業省令第 53 号）およびガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年通商産業省令第 54 号）が改正され、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律

第 48 号) に基づく紙製造業に属する事業を行う者およびガラス容器製造業に属する事業を行う者の古紙利用率およびカレット利用率ならびに目標年度が改められた。

施行 平成 28 年 4 月 1 日

■ ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 34 号)

概要 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成 13 年法律第 65 号) が改正され、P C B 廃棄物処理基本計画の閣議決定、高濃度 P C B 廃棄物の処分の義務付け、報告徴収・立入検査権限の強化および高濃度 P C B 廃棄物の処分に係る代執行について定められた。

公布 平成 28 年 5 月 2 日

施行 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日 (一部、平成 28 年 5 月 2 日)

■ ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (平成 28 年政令第 267 号)

■ ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令 (平成 28 年政令第 268 号)

■ ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整理に関する省令 (平成 28 年環境省令第 19 号)

■ ・ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法 (平成 28 年環境省告示第 73 号)

■ ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第三条及び第六条の規定に基づき環境大臣が定める方法 (平成 28 年環境省告示第 74 号)

■ ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第四条第二項及び第七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法 (平成 28 年環境省告示第 75 号)

概要 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 34 号) の施行期日が平成 28 年 8 月 1 日に定められるとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令 (平成 13 年政令第 215 号) が改正され、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の基準、環境に影響を及ぼすおそれの少ない製品、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の基準および高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間が定められた。

・これに伴い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則 (平成 13 年環境省令第 23 号) が改正され、必要な事項が定められるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和 46 年厚生省令第 35 号) が改正され、所要の整理がされた。

・また、環境大臣が定める方法が定められた。

施行 平成 28 年 8 月 1 日

労働衛生

■ ・労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 (平成 28 年政令第 50 号)

■ ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令 (平成 28 年厚生労働省令第 24 号)

概要 ・労働安全衛生法施行令 (昭和 47 年政令第 318 号) が改正され、譲渡または提供時にその名称等を表示または通知しなければならない物が追加された。

・また、労働安全衛生規則 (昭和 47 年労働省令第 32 号) が改正され、名称等の表示に係る裾切値および名称等の通知および危険性・有害性の調査に係る裾切値が定められた。

施行 平成 29 年 3 月 1 日

■ ・労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 (平成 28 年政令第 343 号)

概要 ・労働安全衛生法施行令 (昭和 47 年政令第 318 号) が改正され、健康診断を行うべき有害な業務にオルトートルイジン等の製造・取扱業務が追加されるとともに、特定化学物質の第二類物質にオルトートルイジン等が追加された。

施行 平成 29 年 1 月 1 日

■ ・特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令 (平成 28 年厚生労働省令第 172 号)

■ ・特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示 (平成 28 年厚生労働省告示第 403 号)

概要 ・労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 (平成 28 年政令第 343 号) の施行に伴い、特定化学物質障害予防規則 (昭和 47 年労働省令第 39 号) が改正され、特定第二類物質および特別管理物質にオルトートルイジン等が追加されるとともに、労働安全衛生規則 (昭和 47 年労働省令第 32 号) が改正され、健康障害をおこすおそれのある業務における保護具の備えが定められた。

・また、次の告示が改正され、オルトートルイジン等に関する規定が追加された。

・特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能 (昭和 50 年労働省告示第 75 号)

・作業環境測定基準 (昭和 51 年労働省告示第 46 号)

・作業環境評価基準 (昭和 63 年労働省告示第 79 号)

・特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件 (平成 15 年厚生労働省告示第 378 号)

施行 平成 29 年 1 月 1 日

■ ・ボイラー及び压力容器安全規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令 (平成 28 年厚生労働省令第 149 号)

概要 ・ボイラー及び压力容器安全規則 (昭和 47 年労働省令第 33 号) および労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令 (昭和 47 年労働省令第 44 号) が改正され、水面測定装置の点検の頻度等が改められるとともに、登録適合性証明機関等が定められた。

施行 平成 29 年 4 月 1 日 (一部、平成 28 年 9 月 20 日)

■ ・道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 106 号)

概要 ・道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号) および貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第 83 号) が改正され、一般旅客自動車運送事業者は事業用自動車の運転者が、一般貨物自動車運送事業者は事業用自動車の運転者が、それぞれ疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならないこととされた。

施行 公布の日から起算して一月を経過した日 (一部、平成 28 年 12 月 16 日)

■ ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 111 号)

概要 ・全ての建設工事について、従事者の安全および健康の確保に関し、基本理念を定め、国、都道府県および建設業者等の責務を明らかにするとともに、基本となる事項を定め、責任体制の明確化、建設工事の現場における措置の統一的な実施および安全性の点検等、必要な施策を講ずることとされた。

公布 平成 28 年 12 月 16 日

施行 公布の日から起算して三月を経過した日

地球温暖化

■ ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 50 号)

■ ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 (平成 28 年政令第 231 号)

- 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（平成 28 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 4 号）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律第二十條の四第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令（平成 28 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 5 号）
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年経済産業省令第 71 号）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令の施行に伴う経済産業省・環境省関係省令の整理に関する省令（平成 28 年経済産業省・環境省令第 5 号）
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（平成 28 年国土交通省令第 49 号）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令（平成 28 年環境省令第 11 号）
- 事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部を改正する件（平成 28 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第 2 号）
- 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の一部を改正する件（平成 28 年農林水産省・経済産業省・環境省告示第 3 号）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令の施行に伴う経済産業省・環境省関係告示の整理に関する告示（平成 28 年経済産業省・環境省告示第 7 号）

概要 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）が改正され、地球温暖化対策計画に定める事項が追加されるとともに、地方公共団体実行計画の共同策定等が定められた。

- ・これに伴い、次の政令等が改正され、条項番号の移動等、所要の整理が行われた。
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）
 - ・温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律第二十條の四第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令（平成 20 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号）
 - ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）
 - ・特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成 18 年経済産業省・環境省令第 3 号）
 - ・温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令（平成 18 年経済産業省・環境省令第 4 号）
 - ・割当量口座簿の運営等に関する省令（平成 19 年経済産業省・環境省令第 1 号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第十九條第二項に規定する手数料を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成 19 年経済産業省・環境省令第 2 号）
 - ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成 18 年国土交通省令第 11 号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成 11 年総理府令第 31 号）
 - ・事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（平成 25 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第 1 号）
 - ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成 26 年農林水産省・経済産業省・環境省告示第 2 号）
 - ・温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の規定に基づくファイルへの記録の方法（平成 19 年経済産業省・環境省告示第 2 号）
 - ・調整後温室効果ガス排出量を調整する方法（平成 22 年経済産業省・環境省告示第 4 号）

施行 平成 28 年 5 月 27 日

- 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準の一部を改正する件（平成 28 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）
- 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づき、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する件（平成 28 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号）
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針の一部を改正する件（平成 28 年国土交通省告示第 264 号）
- 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 265 号）
- 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 266 号）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第九條第一項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定めるものを定める件（平成 28 年国土交通省告示第 267 号）

概要 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定および建築物のエネルギー消費性能に係る認定の手続が定められるとともに、これらの規定に基づく関係告示が定められた。

施行 法の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）（一部、法公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日）

- 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成 28 年国土交通省告示第 489 号）
- 概要 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 7 条の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針が定められた。

公布 平成 28 年 3 月 11 日

- 福井県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成 28 年福井県規則第 19 号）
- 概要 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の施行に伴い、適合証および床面積の合計の算定方法等が定められた。

施行 平成 28 年 4 月 1 日

チャレンジ!!環境クイズ

全問正解の方にプレゼントをお送りいたします。たくさんのご応募お待ちしております!

第1問

ふるさと環境フェア2016の会場で使われた木のおもちゃの数はどれでしょうか?

- ①100個以上
- ②200個以上
- ③300個以上

第2問

「雑がみ」としてリサイクルできない紙資源はどれでしょうか?

- ①お菓子などの紙箱
- ②包装紙
- ③レシート

第3問

「福井ふるさと学びの森」は何か所あるでしょうか?

- ①3か所
- ②17か所
- ③33か所

●環境クイズ応募要領

方 法: 答えと郵便番号、住所、氏名、年齢、職業、性別および本誌の感想を官製はがきを書いて、当協議会まで郵送してください。応募者の個人情報は入賞の連絡のためにのみ使用し、個人情報保護に関する法令に従って厳正に管理いたします。

締切日: 平成29年3月29日(水)(当日消印有効)
全問正解者の中から抽選で5名の方に、図書カードをお送りいたします。

応募先: 〒910-8580(住所記入不要)
環境ふくい推進協議会(福井県環境政策課内)

68号の回答

- 第1問 ①
- 第2問 ③
- 第3問 ①

*環境クイズプレゼントの当選者発表は、発送をもってかえさせていただきます。

読者の窓

「ふくいっ子に体験してほしい50の自然体験」は素晴らしい企画だと思います。孫も小学生になるので是非協力してよい体験をさせたいと思います。

(福井市 Uさん)

紙面の記事も盛りだくさんになり、とても活動が増え、環境に対する取り組みが充実したことを実感しました。

(高浜町 Tさん)

みんなのかんきょう第68号に関するお葉書、お手紙ありがとうございました。今後も、より良い情報誌とするため、みなさまのご意見・感想をお待ちしております。掲載希望記事等もお寄せください。

編集後記

環境ふくい推進協議会からのお知らせ

●環境ふくい推進協議会のホームページ・facebookをご活用ください

ホームページでは、環境保全に関するお知らせやイベント情報が検索できます!!自然体験活動や風景などの投稿写真や支援事業の紹介、企業・団体の想いを紹介するページも掲載していますので、こちらもぜひアクセスしてみてください

ecoイベント申込フォームからは、皆様からの環境に関する情報をホームページにアップでき、情報共有ができるようになっています。イベントの周知や参加者募集、実施後の活動報告としてお使いいただけます。アップした内容は、月2回のメールマガジンにて会員の皆様に配信されます。

環境ふくい推進協議会

検索

HP: <http://www.kankyou-fukui.jp/kankyou-fukui/skg/>

Facebook URL: <http://www.facebook.com/kanfukyoku>

●環境ふくい推進協議会 会員募集!

環境ふくい推進協議会では、随時会員を募集しています。環境問題に関心のある方、本誌『みんなのかんきょう』を読みたい方、当協議会主催行事等の情報を知りたい方は、ぜひご入会ください。お待ちしております!

<年会費>

- 個人会員: 500円(1口以上何口でも可)
- 企業会員: 10,000円(1口以上何口でも可)
- 団体会員: 無料

<お申込み・お問い合わせ>

環境ふくい推進協議会事務局(福井県環境政策課内)
TEL: 0776-20-0301

環境アドバイザー制度をご活用ください!

当協議会では、環境に関する学習会やイベントで、指導者や講師にお困りの方へ環境アドバイザーを派遣しています。環境アドバイザーは、環境問題やリサイクル、省資源・省エネ、自然保護など様々な分野の専門家です。

みなさんの町にも環境アドバイザーを呼んで、環境について学びませんか?どうぞお気軽にご相談ください。

<お申込み・お問い合わせ>

環境ふくい推進協議会事務局(福井県環境政策課内)
TEL: 0776-20-0301

平成28年11月23日に福井県産業会館にて「ふるさと環境フェア2016」が開催されました。今年は「木から学ぶ〜こどもたちのために今できること〜」をテーマに木のおもちゃを使った体験型ブースが設けられ、当日は多くの方に楽しんでいただけたと思います。私が特に印象に残っているのは、

たくさんの短冊が飾られたシンボルツリーです。普段の生活の中ではなかなか意識しにくい「環境」ですが、一人ひとりが「地球への想い」をのせた短冊を飾ることで、多くの人が「環境」について考えるきっかけになったと思います。

環境フェアのほか、当協議会では団体の活動支援や企業向けのセミナー等さまざまな事業を実施しております。少しでも多くの方々が環境に関わっていただけるように、今後も「みんなのかんきょう」の中で、みなさまの活動や情報を紹介していきます。